



平成18年8月7日

各 位

上 場 会 社 名 ニッシン債権回収株式会社
代 表 者 代表取締役社長兼執行役員 天 野 量 公
(東証マザーズ コード番号: 8426)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 山 口 達 也
電 話 番 号 (代表) 03-5326-3971

当社従業員及び子会社取締役、従業員に対するストックオプション
(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年8月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役、従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- I スtockオプションとして新株予約権を発行する理由
業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループの業績と株主価値の向上を図ることを目的として発行するものであります。
- II 割当対象者
当社従業員 86名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 5名
- III 新株予約権の募集事項
 1. 新株予約権の割当日
平成18年8月23日
 2. 新株予約権の払込金額
割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した公正価値とする。
ただし、新株予約権の払込金額の総額に相当する特別賞与を割当対象者に支給することとし、この特別賞与請求権と新株予約権の払込債務を相殺する。
 3. 新株予約権の払込期日
平成18年8月23日
 4. 新株予約権の内容及び数
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式4,530株とする。
なお、当社が普通株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新株予約権の総数
4,530個とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1株とする。
ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使により発行又は処分する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.30を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が本件新株予約権発行後、時価を下回る価額で、新株の発行（新株予約権の行使を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。また、「既発行株式数」とは、新規発行が行われた場合はその割当日における発行済株式総数とし、自己株式が処分された場合は調整後行使価額を適用する日の前日における発行済株式総数から処分する自己株式の総数を控除した数とする。自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式」に、「1株当たりの払込価額」を「1株当たりの処分価額」に各々読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

平成18年9月1日から平成23年8月6日までとする。

(5) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、原則として、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員（当社就業規則に定める社員及び嘱託社員、パート社員）であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年による退職、顧問契約及び嘱託契約の期間満了による顧問、嘱託の地位を喪失した場合は、その退任等の日から90日間及び当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合は、本件新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 本件新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- ④ 新株予約権者に法令又は当社内部規律に違反する行為があった場合、当該新株予約権者は、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、一度の手続において、割当を受けた本件新株予約権個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
- ⑥ その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(6) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記(5)の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(9) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ その他の行使条件及び取得条項

上記(5)及び(6)に準じて定めるものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて定めるものとする。

⑧ 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上